

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	<p>有料施設の使用許可                  金岡公園（体育館・陸上競技場・野球場・テニスコート）、家原大池体育館、原池公園（体育館・スケートボードパーク・野球場）、大浜公園（野球場・テニスコート・相撲場）、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、白鷺公園野球場、土居川公園テニスコート</p>	
根拠条例等・条項	<p>堺市公園条例 第16条第1項</p>	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	スポーツ部 スポーツ施設 課
審 査 基 準	<p>(根拠条文)                  有料施設を使用しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、申請書の提出を省略することができる。</p> <p>(基準)                  ○次の各号のいずれかに該当する場合は、有料施設の使用を許可しない。                  (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。                  (2) 管理上支障があると認めるとき。                  (3) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。                  (4) その他市長において不相当と認めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(堺市公園条例第17条)</p> <p>○有料施設をその目的以外の用途に使用しようとするときは、市長は、使用者に必要な措置を命じて許可することができる。                  市長は、上記の許可に公園の管理上必要な範囲で条件を付けることができる。</p> <p style="text-align: right;">(堺市公園条例第16条第2項、第3項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	9日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	